

## モニタリング結果報告書

平成21年8月

モニタリングの対象となる施策目標	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること
------------------	--

## 1. 政策体系上の位置付け

基本目標	I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	7	安全で安心な血液製剤を安定的に供給すること
施策目標	7-1	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること
個別目標	1	健康な献血者の確保を図り、献血により安全な血液製剤が必要に応じて適切に供給されるようにするとともに、血液製剤の国内自給及び適正使用の推進を図ること
(評価対象事務事業)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 献血推進基盤整備事業</li> <li>・ 献血構造改革推進事業</li> </ul>		

## 施策の概要(目的・根拠法令等)

1. 目的  
安全な血液製剤の安定供給の確保等を目的として、献血の推進に関する計画を策定し、血液製剤の安全性の向上、安定供給の確保及び適正使用の推進を図る。
2. 根拠法令等
  - 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和31年法律第160号)
  - 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針(平成20年厚生労働省告示第326号)
  - 平成21年度の献血の推進に関する計画(平成21年厚生労働省告示第105号)
  - 平成21年度の血液製剤の安定供給に関する計画について(平成21年厚生労働省告示第106号)

主管部局・課室	医薬食品局血液対策課
関係部局・課室	

## 2. 施策目標に係る指標等

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	安定供給に必要な血液量の確保率 (単位:%) (90%以上/毎年度)	92.1% 【102.3%】	99.0% 【110.0%】	94.0% 【104.4%】	97.8% 【108.7%】	100.2% 【111.3%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、日本赤十字社調べによる(別添参照)。なお、「安定供給に必要な血液量」は、国が毎年度策定する献血の推進に関する計画(以下「献血推進計画」という。)によるが、当該計画では、供給不足を防止する観点から、実際の需要量よりも大きい数値を目安として設定しているため、概ね水準の90%を達成すると適正な需給バランスが実現するものである。						

## 3. 個別目標に係る指標等

個別目標	1
------	---

健康な献血者の確保を図り、献血により安全な血液製剤が需要に応じて適切に供給されるようにするとともに、血液製剤の国内自給及び適正使用の推進を図ること

個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	安定供給に必要な血液量の確保率 (単位:%) (90%以上/毎年度) ※施策目標にかかる指標1と同じ。	92.1% 【102.3%】	99.0% 【110.0%】	94.0% 【104.4%】	97.8% 【108.7%】	100.2% 【111.3%】
2	アルブミン製剤の供給量(単位:kg) (前年度未満/毎年度)	43,219 kg 【100.1%】	41,967 kg 【103.0%】	41,072 kg 【102.2%】	39,157 kg 【104.9%】	36,657 kg 【106.8%】
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標1は、日本赤十字社調べによる(別添参照)。なお、「安定供給に必要な血液量」は、国が毎年度策定する献血推進計画によるが、当該計画では、供給不足を防止する観点から、実際の需要量よりも大きい数値を目安として設定しているため、概ね水準の90%を達成すると適正な需給バランスが実現するものである。</li> <li>・指標2は、薬事・食品衛生審議会血液事業部会資料による。H16~H19は年度実績、H20は暦年実績である。適正使用の推進によりアルブミン製剤の使用量は年々減少している。</li> <li>※ アルブミン製剤：代表的な血漿分画製剤で、事故などで大けがをして大量の出血があり、ショック状態に陥ったときや、熱傷(やけど)、肝臓病、腎臓病などの治療に使われる。</li> <li>※ 我が国における血液製剤の供給体制は、医療機関からの需要に応じてその都度供給される体制になっていることから、血液製剤の使用量と供給量はほぼ同一となる。</li> </ul>						
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価						
事務事業名 献血推進基盤整備事業						
平成20年度 予算額等	269百万円(補助割合:[国1/2][日本赤十字社1/2]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )					
平成20年度 決算額	平成21年10月頃確定予定					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(日本赤十字社)					
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)						
血液製剤を国内献血により確保するという目標(国内自給)の達成に向け、成分献血、400mL献血の受入態勢の整備や、継続的に献血に協力いただける方の確保を目的として、各種講演会を実施し、献血者の献血履歴や健康管理に資するための検査成績を携帯電話やパソコンでの照会を可能とする等、より効果的・効率的な事業運営を行っている。						
政府決定・重要施策との関連性						
なし						
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20	
予算推移(補正後) (百万円)	452	297	313	274	269	
予算上事業数等 講演回数(回)	-	47	47	47	47	
事業実績数等 講演回数(回)	-	61	80	80	86	
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)						
成分献血、400mL献血及び複数回献血者を対象とした重点的な普及啓発活動によ						

り、平成20年における献血者数は、平成19年の494万人から508万人と、前年より14万人増加し、また、献血量も189万リットルから197万リットルと、8万リットル増加したことから、効果的に当該事業を推進できていると評価できる。

今後は、血液事業に関する講演会のみならず、AEDの使用方法や栄養相談等の献血者の興味を引くような事業を実施し、献血者の確保を図る方針である。

※ 本事業は、平成17年度から予算化された事業であることから、平成16年度の「予算事業数等」及び「事業実績数等」は記載していない。

事務事業名	献血構造改革推進事業
平成20年度 予算額等	90百万円 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
平成20年度 決算額	89百万円
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）

事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）

近年、献血者数は減少傾向にあり、将来にわたって血液を安定的に供給していくため、平成17年度より「献血構造改革」として、若年層、集団献血、複数回献血者に重点を置いた活動を展開している。その中でも、特に将来の献血者である若年層の献血者の減少が著しくなっていることから、若年層に重点を置いて幅広く献血に関する情報を伝え、若年層への普及啓発の充実・強化を図りつつ献血の推進に取り組むものである。

また、わが国のアルブミン製剤の使用量はかつて世界生産量の1/3に達し、自国で使用する血液は自国で賄うというWHOの原則との関係において問題となったが、その後医療機関における適正使用の推進により減少傾向が見られたものの、いまだ諸外国に比べ使用量が多い状態が続いている。このため、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第9条に基づき定められる基本方針（「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針」）において、血液製剤の適正使用における安全性の向上や取組の基本的な方向が明らかにされており、これにより血液製剤の適正使用の一層の推進に取り組むものである。

政府決定・重要施策との関連性

事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）			72	92	90
予算上事業数等 高校教員用・高校3 年生用テキスト送付 ヶ所数（ヶ所）			5,970	5,970	6,229
事業実績数等 高校教員用・高校3 年生用テキスト送付 ヶ所数（ヶ所）			6,229	6,119	6,106

実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）

「献血構造改革」として、「若年層」、「集団献血」、「複数回献血者」を対象とした重点的な普及啓発活動により、「集団献血」、「複数回献血者」は増加してきているが、10歳代・20歳代の若年層献血者の減少傾向が依然として続いていることを受けて、平成20年9月から「献血推進のあり方に関する検討会」を設置し、検討を行った。

その結果、多くの具体的かつ重要な提言が報告書としてまとめられたことから、今後、「高校生献血のあり方」、「学校教育における啓発」等について関係者を交えて明確な目標を定めた行動計画の策定を検討する。

また、平成20年度においては血液製剤の使用指針の一部改正等を実施し、血液製剤の適正使用における安全性の向上や取組の基本的な方向を明らかにしたところであり、血液製剤の適正使用の一層の推進に取り組んでいくこととしている。

※本事業は、平成18年度から予算化された事業であることから、平成17年度以前の「予算上事業数等」及び「事業実績数等」は記載していない。

